

介護保険運営協議会	
第1回 (R6.8.8)	資料2-2

令和6年度 地域包括支援センター事業実施計画

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 地域包括支援センターの人員体制 | P 1 |
| 2. 各センターの年間事業実施計画書 | P 2～P 37 |

地域包括支援センターの人員体制

令和6年度4月1日現在

(単位:人)

地域包括支援センター名	保健師				包括的支援事業				指定介護予防支援等						その他 事務職員等
	保健師に準ずる者(注)		社会福祉士		ケアマネジャー		社会福祉士、高齢者保健福祉に 関する相談業務 等に3年以上従 事した社会福祉 士		ケアマネ ジャー		社会福祉士、高 齢者保健福祉に 関する相談業務 等に3年以上従 事した社会福祉 士		看護師		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
地域包括支援センターかこがわ	1	2	3		2	8	3	2	2	1			3	1	1
地域包括支援センターのぐち		2	2		2	6	4								
地域包括支援センターひらおか	1	1	3		2	7	5	1							
地域包括支援センターかこがわ南		2	2		2	6	3		1					1	
地域包括支援センターかこがわ北	1	1	2		2	6	4		1						1
地域包括支援センターかこがわ西		2	3		2	7	2	4	1						
合計	3	10	15	0	12	40	21	7	5	0	1	0	3	2	1

(注)保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師は含まない。)

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和6年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	〒675-0066 加古川市加古川町寺家町57-1 電話：079-429-6510 (直通：代表) FAX：079-429-6514 (直通：代表)		
併設施設	鹿児の郷居宅介護支援事業所「かがわ」		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯電話	対応者 担当職員

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援 事業	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	〃	[REDACTED]	[REDACTED]
	〃	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	〃	[REDACTED]	[REDACTED]
	〃	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	〃	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集 中支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支 援推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	0.75人
	〃	[REDACTED]	0.4人
	保健師	[REDACTED]	1人
	看護師	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	0.81人
	社会福祉士	[REDACTED]	1人
	〃	[REDACTED]	1人
事務職員	[REDACTED]	1人	

【基本方針】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していく事ができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の関係機関及び制度の利用に繋げる等の総合相談支援業務を実施する。
- ・困難な状況にある高齢者が地域において、安心して尊厳のある生活を行う事ができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者虐待への対応、困難事例への対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等に取り組み、高齢者の生活の維持に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護ニーズの高い高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者等の関係者、行政の担当窓口等との連携に努め、市や関係団体と協働する。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置されたささえあい協議会、それを運営する社会福祉協議会（以下「社協」という。）、生活支援コーディネーターと連携する。

【認知症総合支援】

- ・認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行う。

【地域ケア会議】

- ・地域ケア会議を通して、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援や、医療・介護の専門職、地域の支援者等多職種による地域ネットワークを構築し、個別ケースの支援及び地域課題を把握する。

【一般介護予防事業】

- ・地域の高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、生涯現役の地域づくりを目指した介護予防推進の啓発に努める。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている、また介護をする予定のある者、介護や介護予防に関心のある者を対象に、介護者のつどい「介護ほっとカフェ」を開催し、認知症への理解や介護者の負担軽減とリフレッシュを図るとともにより良い介護の継続が行えるように努める。

【予防給付】

- ・介護保険における要支援者や、介護予防・生活支援事業サービス事業における基本チェックリスト該当者に対して、利用者の意志及び人格を尊重し、心身の状況やその置かれている環境等を勘案し、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。また自立支援や重度化防止に資するケアマネジメントにあたり、利用者本人の日常生活の目標を明確にするとともに利用者本人の意欲を引き出し、自主的に取り組みが行えるよう支援する。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の総合相談窓口として、地域のフォーマル・インフォーマル社会資源及び地域住民の実態の把握に努め、保健・福祉・介護等に関する相談を受け適切な助言支援を行い問題解決に取り組んでいく。解決にあたっては高齢者の権利擁護と自立支援の視点に立ち、地域におけるネットワークの活用や、必要に応じて地域ケア会議を開催し地域課題を各関係者と共有していく。
- ・地域包括支援センター（以下「包括」という。）の広報紙を 300 部発刊し、医療系（病院、医院、歯科医院、調剤薬局）、介護系（施設サービス、在宅サービス事業所）、地域団体（地域の代表者、公民館等）教育機関、金融機関等に配布を行い、包括の活動内容や役割を知って頂くツールとして活用し、顔の見える関係性づくり・連携体制の強化に努める。また、ブログの周知から高齢者が ICT を活用する足掛かりになれるよう、包括の取り組みと合わせて積極的に広報する。
- ・地域住民や各事業所に向けて、成年後見制度や消費者被害、高齢者虐待防止等の啓発活動を行っていく。成年後見制度については成年後見支援センターとの連携を密にし、協働して適切な制度に繋がられるよう努める。高齢者虐待については、在宅サービス事業所に対して包括合同及び各包括で、「高齢者虐待防止出前講座」を行う。令和 6 年度には在宅サービス事業所、居宅介護支援事業所において虐待防止委員会を設置する事等が義務化されるため、虐待の通報窓口の周知や出前講座を効果的に行う事で、顔の見える関係性づくりに努めたい。
- ・高齢者はもとより、障がい、子ども、生活困窮等複合的な課題や重層的な課題のある事例に対しても、ワンストップ窓口、横断的な対応に努める。
- ・令和 2 年度より氷丘公民館で開催している「出張あんしん相談会」を引き続き年 12 回実施する。（原則毎月第 4 木曜日 10:00～11:00）介護保険に関する事その他、地域での生活における困り事等、様々な相談に対応する。身近な氷丘公民館で相談会を開催する事により、相談窓口に行きづらい地域住民のニーズを早期発見、適切な支援にお繋ぎし、住み慣れた地域で自立した生活ができるように努めていく。高齢者本人だけでなく、家族、民生委員等幅広い住民を対象とし、誰でも気軽に相談できる窓口を目指していく。主たる担当者を主任介護支援専門員、社会福祉士とし、必要に応じて保健師・看護師による健康相談・脳健康チェックを実施する。また氷丘地区担当の生活支援コーディネーターに協力依頼し、地域支援や生活支援体制の充実を図っていく。民生委員の定例会やサロン等でも継続して広報し、より地域に根差した相談窓口として活用してもらえよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）が 5 類に移行したが、他の新興感染症が流行する可能性もあり、BCP 対策の一環として 6 班体制のテレワークの継続及び感染症対策等を徹底するとともに、BCP 委員会を設置し、感染症及びまん延防止に関する指針を作成し、包括の機能が低下しないよう努める。
- ・コロナ等の感染拡大が発生した場合は、状況を見て参集型の事業をオンラインに切り替えて開催していく。高齢者の ICT 利活用に対する支援も引き続き求められ、ブログの発信からオンラインミーティングへの参加支援等、デジタルデバイドの解消とコロナ禍での繋がりづくり、介護予防も意識して支援していきたい。
- ・虐待防止、ハラスメント防止、身体拘束廃止に関する委員会を設置し、権利擁護に対して正しい知識をもつとともに、事例検討や研修会を行う事で、利用者に対して適切な支援ができるように努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域包括ケアシステムを推進する上で、地域の介護支援専門員と相互の役割や専門性の理解を明確にし、より良い役割分担と連携が図れるよう、介護支援専門員の要望や実情に合わせた研修会を開催し、ケアマネジメント力の向上を図る。
- ・加古川町内の介護支援専門員に、年間を通して知識の向上やケアプラン作成時に必要な課題

等をわかりやすく、また多様な連携支援を目指し、以下の研修会を予定している。

4月23日、加古川町内介護支援専門員・民生委員合同研修会

加古川地区・氷丘地区民生児童委員協議会と介護支援専門員で加古川町内の現状について話し合い、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、どのような支援が必要か、共に考え課題を共有する。民生委員と介護支援専門員との更なる連携を深めていく。

6月20日、加古川町内介護支援専門員事例検討会

ハラスメントをテーマとした事例を居宅介護支援事業所の介護支援専門員より提供頂き、対応について検討する。各居宅が抱えるハラスメント問題に対して意見交換を行い、現状把握に繋げていく。

8月21日、加古川町内介護支援専門員研修

ハラスメントについて問題となる事への具体的な対応策等、講師を招いて学ぶ予定。

10月24日、加古川町内多職種連携研修会

地域共生社会について、実現に必要な事や私たちにできる事等、多職種それぞれの立場で考え意見交換を行い、地域の繋がりをつくらうとする考え方を共有する。

12月20日、加古川町内介護支援専門員研修

4月と6月の介護保険改正に伴い、業務への影響やケアプラン作成等において不明に感じる事等について予めアンケートで意見を集約し、市担当からの回答を頂き、今後に繋げていく。

6包括合同研修会については、8月「2024年度介護保険改正について」、11月「ケアマネ交流会(案)」、2月「在宅医療・介護連携について(案)」をテーマにして行う見通し。

- ・基本的には対面研修を行い、関係性づくりに必要な顔の見える交流や課題の共有等を予定しているが、状況に応じてオンライン研修会の開催に移行できるよう準備をしておく。またICT活用が困難な介護支援専門員に対する質問に対して即応していき、一人所属の介護支援専門員やICTに不慣れた介護支援専門員とも協働できるように努めていく。
- ・一人所属の介護支援専門員や、新人の介護支援専門員が多いという居宅介護支援事業所の実情を踏まえ、ケアプランの作成や困難事例等の助言・相談を行い、介護支援専門員のアセスメント力の向上等の後方支援に努める。
- ・介護支援専門員協会加古川支部と6包括による共通の課題について情報共有、連携を図り、ネットワークづくりの促進に努める。
- ・コロナの感染拡大等により、研修会開催自粛の要請があった場合、電話や書面、メール等で各居宅介護支援事業所と連携を図り、運営や業務の上で新たな課題や心配事の有無等を丁寧に聞き取りし、各関係機関とも連携し課題解決に努めていく。

【在宅医療・介護連携の推進】

- ・市や医師会等関係団体が実施する会議や研修会等に参画し、地域の医療・介護サービス等の社会資源の把握、在宅医療、在宅介護の提供体制の構築等に努める。
- ・ACPシートを活用し、在宅療養生活を送る上で地域住民が大事にしている意向をタイミング良く聞き取りし、各関係機関と情報を共有するとともに医療・介護連携の橋渡しができるよう努めていく。
- ・地域のふれあいサロンの会場にて、ACPについて講話予定。
5月10日 平野いきいきサロン
9月10日 寿大学OB会
- ・介護者の方を対象に12月13日の介護者のつどいにてACPの講座を開催予定。
- ・地域の方に、よりACPを分かりやすく、馴染みやすく理解頂けるよう、「ACP川柳」「人生会議小唄」を実施する。現在11番まで作成しているが、集まってくる川柳の文言等に合わせ作成を継続しつつ、対象者に合う方法で活用していく。令和6年度も看護師や研修医の実習受け入れを予定しており、更に社会福祉士の実習受け入れも予定されている事から、将来を担う専門職に対しての普及啓発にも引き続き取り組んでいく。
- ・ACPに関する講話を実施した対象者に対して、関心度や現状、今後について、人生会議小唄

の感想等アンケートを行い、質的検証を継続して行う事で、今後の普及啓発活動に活かしていくとともに、11月に開催される第33回全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会で発表する事を検討している。

- ・播磨薬剤師会加古川町担当者とエリア内の課題について共有し、必要時地域ケア個別会議や多職種連携研修会等に参加頂き、ネットワークづくりに努める。
- ・地域サロン等において、加古川町内の薬剤師等に講師を依頼し、地域住民と気軽に相談できる場づくりを行う。

6月24日 ひおかふれあいクラブ つつじ薬局溝之口店

7月1日 西本町一丁目いきいきサロン まどか薬局

11月18日 グループ80 ハリマ調剤薬局

11月29日 間形町内会いきいき百歳体操体験 つつじ薬局美乃利店

1月21日 備後老人クラブ オリザ薬局

1月26日 河原第4町内会なごみ つつじ薬局篠原町店

2月6日 なかつ「和っはっは」サロン かもめ薬局中津店

3月21日 西大野いきいきふれあいサロン つつじ薬局篠原町店

【生活体制整備の推進】

- ・地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等になる事の予防又は軽減、悪化防止に関わる体制づくりや、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために、市や社協、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとともに、町内会・民生委員・老人会・ボランティア団体・NPO法人・民間企業・協同組合・介護事業所等の関係者の連携に努める。
- ・地域の社会資源の把握を行うとともに、ささえあい協議会等と連携して地域課題から新たな社会資源の必要性について検討し、フォーマル・インフォーマルサポートをケアミックスさせた上で重層的なネットワークの構築が図れるように努める。また社協との連携を密にしながら地域団体の集会や「ささえあい会議」に参加し、地域課題を吸い上げる事から地域ネットワーク会議の開催に繋げていくとともに、地域団体へ地域包括ケアシステムの構築に向けた動機づけや住民同士の互助を促していく。
- ・ささえあい協議会から顔の見える関係性を構築し、地域づくりについて参加メンバー全員が合意形成の上で協働できるように生活支援コーディネーターと連携を図る。氷丘地区では、年度末に開催した氷丘ささえあい研修会において、中学生を含む地域住民からあがった意見を基に、地域住民の想いを活動に繋げていけるよう協議会で検討していく予定。加古川地区では、高齢者が地域で困った時に相談できる仕組みづくりについて「ほほえみスペース」を設置しており、周知の方法や、つどいの場としてのほほえみスペースのあり方等について協議していく予定。
- ・インテーク等から相談内容や傾向等を分析できる仕組みを構築し、地域の見守りや困り事を把握した上で、協議会で検討できるよう投げかけていきたい。

【認知症総合支援】

- ・認知症の早期発見、早期受診、早期ケア体制を実現するため、相談時やサロン等において、脳の健康チェックを実施する等、認知症の疑いのある人についてかかりつけ医や認知症相談医への受診を勧める。
- ・加古川市内にお住まいで、介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、年に12回加古川市総合福祉会館で認知症予防教室「オレンジサロン」を開催する。認知症の予防対策を入り口に、早期発見、認知症の人への対応等幅広い内容を提供し普及啓発を行うとともに、通いの場の一つになるよう支援する。コロナ等の状況に応じてオンラインで開催する事も視野に入れる。

4月11日 認知症サポーター養成講座

- 5 月 9 日 作ってみよう！メモホルダー
- 6 月 13 日 デイサービスでのリハビリって？
- 7 月 11 日 命を守る水～見直そう！水分補給～
- 8 月 8 日 クイズで防犯意識を高めよう！
- 9 月 12 日 こんなことも出来る！住宅改修！！～AI 歩行解析体験～
- 10 月 10 日 認知症の種類と治療
- 11 月 14 日 口腔ケアと認知症予防
- 12 月 5 日 「楽しく食べて健康に！」
- 1 月 9 日 施設を知ろう！！
- 2 月 13 日 地域で見守り「木（気）になる輪（わ）」を体験！
- 3 月 13 日 歌って踊って認知症予防！

- ・保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状悪化防止のための支援、また認知症の疑いのある利用者に対する総合的な支援を行うため、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員が連携を図りながら課題解決に努める。
- ・加古川町内の在宅サービス事業所や地域住民等向けに、加古川市の認知症施策や認知症地域支援推進員の役割について、研修会を年2回以上開催し、推進員について周知するとともに顔の見える関係性をつくり、ネットワークの構築へと展開する事を図る。今年度は河原第2サロンで講話をする予定であり、さらに居宅介護支援事業所ならびに併設する在宅サービス事業所に向けて開催する事を予定している。また、認知症が課題となる困難事例については認知症地域支援推進員や地域ケア検討会議のメンバーを中心に、地域ケア個別会議を開催し、地域の中で課題解決できるように努める。さらに加古川市が設置する認知症初期集中支援チームが開催するチーム員会議に出席するとともに同チームとの連携を図る。また、医療と介護の連携に向けた認知症情報提供シートの活用や、東播認知症教室が BANBAN テレビ等で放映されるため、認知症相談医等との連携体制の構築や正しい知識の普及啓発に努めたい。
- ・認知症の早期発見早期診断の必要性を念頭に、認知症の普及啓発活動の一環として、認知症サポーター養成講座を加古川町で活動中のキャラバンメイトとともに、地域住民、企業、学校等、幅広く発信していく。リーダー、サブリーダーは加古川町内の事業所のキャラバンメイトに担当して頂き、包括職員はサブリーダー・事務局として後方支援し、有機的な連携や幅広い活動に繋げていく。
- ・認知症サポーター養成講座については引き続き感染症予防にも留意しつつ、参加者の意向に沿った内容で開催する事とし、状況に合わせてオンラインでの開催も視野に入れる。
- ・加古川市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業を通じ、日頃からの見守り活動の必要性や、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを意識し、各関係機関や警察、町内会や民生委員と連携を図る事ができるネットワークの構築へと展開する。見守りサービス等についても行政や企業と連携して周知に努め、活用して頂けるよう体制づくりとフォローも行っていきたい。

【地域ケア会議】

- ・課題解決に至らない事例においては、積極的に地域ケア個別会議を開催し、多職種や地域の方を交えて検討する事で課題の整理と分析を行い、支援体制の構築・強化を図る。さらにそこから得られる課題を抽出・分析していくとともに、地域包括ケア推進会議に参画し、新たな社会資源・施策の開発に繋げていくよう努める。地域住民、多職種、行政等と連携・協働する事で、誰もが安心して暮らす事のできる地域包括ケアシステムの構築を目指していく。
- ・自立支援マネジメント会議においては、加古川町内の介護支援専門員に目的や趣旨を周知・啓発し、利用者の自立を念頭に、介護支援専門員のスキルアップが図れるように努める。また、対象者が要支援者のみならず要介護者に拡大し、介護支援専門員の枠組みも小規模多機能型居宅介護が追加となったため、積極的に事例提供者が参加できるよう、また事後評価に

についても協働して行えるよう後方支援に努めていく。令和6年度は包括かがわ北と合同で実施予定。

- ・「自立」について市民向けチラシが完成し、高齢者の集いの場において介護保険の説明時や個々の相談ケースにおいても必要があれば配布、説明し、周知に努めていく。

【一般介護予防事業】

- ・住民主体で開催しているいきいき百歳体操の会場に随時参加し、代表者・参加者の意見や思いを聞き、今後も継続できるように支援する。また、地域の中で通いの場を求めている地域住民がいた際には情報提供を行い、住民一人ひとりが主体的に参加できるよう個人と地域との繋がりを強化していく。
- ・介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域住民が主体となって実施するふれあいサロン等介護予防事業において講習会・説明会の開催を側面的に支援し、地域住民の各種制度に対する理解と普及に努める。また年齢や心身の状況等によって分け隔てる事なく、住民主体の通いの場の充実が図れるよう地域の支え合い活動の中で、市・社協と連携を図りながら、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域力の向上を図る。さらに専門職等の関与を促進し、自立支援に向けた地域における介護予防の取り組みを強化していく。
- ・多死社会到来の課題に対して、またコロナ禍における突然のリビングウィルの選択等、講習会等の機会を活用し、年齢や介護度に関わらずACPについて地域住民と考える機会を設けていく。
- ・通いの場の不在地域においては、個別の課題から地域の課題、高齢者支援のプロセスや解決の方法等を蓄積し、個人や地域に対して予防的な働きかけや、通いの場の立ち上げ支援を行っていくように努める。
- ・血圧測定再開を希望するサロンが多く今後市とも協議し考えていく。
- ・コロナの影響や、様々な課題に直面し閉鎖していくサロンが増えつつある。前年度の交流会で運営における課題を共有した。今年度はその課題について、更に具体的な提案をお示しできるよう「サロンで利用できるツール」と題して、加古川町内サロン代表者交流会を開催し、市や社協のボランティアセンターよりサロン運営を支援できるツールについて講話頂き、運営活動に繋げていきたい。
- ・コロナ感染拡大により開催自粛があった場合、電話や書面等でサロン代表者やいきいき百歳体操代表者と連携を図り、アプローチの仕方も再検討していく。
- ・コロナの他、感染予防対策への国の方針転換に伴う正しい情報提供を随時行っていく。

【家族介護支援】

- ・現在介護している方や介護経験者、介護に興味のある方等幅広い方を対象に年に12回介護者のつどい「介護ほっとカフェ」を実施する。介護相談や介護者同士の話し合いを行う事で気持ちを整理し、介護を前向きに捉えられるように支援する。また参加者相互に心理的な支え合いができるような仕組みづくりを行う。
- ・参加者が関心のあるトピックスを提供できるよう、講師を招く等して介護に関する知識や技術を習得して頂けるように努めるとともに、介護や生活に関する情報や留意点等の啓発、リフレッシュ活動等を盛り込みながら介護者の負担軽減や気分転換に繋がるよう支援する。
- ・公民館やかこむ等にチラシを配布し、神戸新聞や広報かがわに案内を記載、ニーズがある方に包括職員が直接周知する等、幅広く啓発する事で新たな参加者を募り、参加者の定着を図るとともに、誰でも参加しやすい会が継続できるよう努めていく。
- ・コロナ等の感染症拡大時にオンラインに変更する際にも、高齢者の孤立を防ぐとともに、ICTの活用促進も含め、スマートフォン等オンラインを積極的に活用できるよう支援する。また、高齢者が無理なくICTを活用できるように、難しい方にはマニュアルに沿って個別支援を行う。

4月12日 お口の健康について

5月10日	お薬との上手なつきあい方について
6月14日	福祉用具にふれてみよう！
7月12日	認知症予防について
8月9日	介護保険について知ろう♪
9月13日	健康な食生活について
10月未定	リフレッシュバス旅行
11月8日	相続や終活について
12月13日	もしバナゲームをしてみましよう♪
1月10日	防災について考えよう
2月14日	フレイルを予防しよう
3月14日	特殊詐欺に気をつけよう！

【予防給付】

- ・公正・中立な情報提供を行うとともに、介護保険の理念に基づき適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務ができるよう、フォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスの情報提供も視野に入れ、対応していけるように努める。
- ・独居世帯・高齢者世帯の増加、身内が不在または遠方等の世帯が増加傾向にある事から、相談時等を契機にACPシートを活用し、本人の意向の聞き取り、家族や専門職等との共有ツールとし支援し、ケアプランにも反映できるよう努めていく。
- ・高齢者の人口増加や介護保険事業者数の増加、また同一町内に加古川中央市民病院を抱える地域特性から新規利用者の増大により病院からの急な退院調整や区分変更等の相談が増加している。今後も尚一層インテークを確実にし、三職間の情報共有を密にし、利用者にとって効率よく且つ柔軟に即応できるよう努める。
- ・65歳を迎え障がい福祉サービスから介護保険への移行事例の増加に伴い、加古川市障がい者基幹相談支援センターや障がいサービスの相談支援員とも連携を図り、サービス支給量・内容の違いを十分把握し、自立への意欲、生活の継続性が保持・増進できるように努める。
- ・コロナが5類に移行したが、今後も必要に応じてコロナ等の感染症拡大防止のため、利用者やその家族の意向を確認し、サービス担当者会議、モニタリング訪問、暫定利用時の同行訪問等の方法について、オンライン会議に置き換える等、柔軟に対応できるよう工夫もしていく。また、利用者や家族がコロナや感染症を発症した場合も同様に、必要に応じて健康福祉事務所や市とも連携し、訪問サービスへの切り替えや配食サービスの追加、他のサービスの代替えを速やかに行い、心身機能の低下をきたさないように努めていく。
- ・入退院の調整が必要な利用者の場合、やむを得ない状態を除き自宅での面接や調整を行う事とし、本人の了解を得て病院と文章や電話連絡の調整を図るように努める。
- ・コロナへの不安から起こるフレイル状態について、阻害因子のアセスメントを行い、予後予測を行った上でサービスに繋ぎ、重度化防止に努める。
- ・本人・家族の意向を聞き取りし、地域の実情を踏まえ、災害対策や避難方法等の話し合いも徐々に勧め、またケアプランに反映できるよう啓発に努める。
- ・本人の「本来の自分らしさを取り戻したい」という思いが原動力になるため、思いを汲み取ったアセスメントを行い、改善・維持に繋げていく。
- ・多様な支援の組み合わせを考え、サービス利用卒業後のセルフマネジメントを意識した支援を行っていく。
- ・ケアプランデータ連携システムが開始され、導入を検討している事業所が多い中ではあるが、スムーズに利用できる仕組みづくりを行い、事業所間の連携や業務の効率化に繋がるように努める。
- ・居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、直接契約できる事でお互いに業務負担の軽減を図り、介護支援専門員の専門性を活かし、利用者のスムーズなサービス利用に繋がるように、事業所等と連携して仕組みづくりを行っていく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和6年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターのぐち		事業開始年月日	H21.4.1
所在地	加古川市野口町水足 107-1 電話：426-8218 (直通) FAX：426-8219 (直通)			
併設施設	特別養護老人ホーム万亀園			
センター長	[REDACTED]			
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]		指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	426-8200 (万亀園)	対応者	電話転送先

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援 事業	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中 支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援 推進員	[REDACTED]	—
指定介護予 防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1

【基本方針】

1. 地域の総合相談・支援の窓口として、利用者からだけでなく、地域からの相談についても円滑に受けられるよう、関係者間のネットワーク構築を図る
2. 加古川市の地域包括ケアシステム構築に向けて、在宅医療・介護連携に関する各種会議への参画、生活支援整備の為の協議体への参画と生活支援コーディネーターとの協力、各地域ケア会議の運営や参加を行う
3. 認知症になっても安心して地域で生活できるよう、認知症の方やその家族を支える取組をはじめ、地域住民や関係機関へ認知症に関する普及・啓発等を行う事により、認知症総合支援の推進を図る
4. 高齢者やその家族等からの個別支援、地域活動支援等のすべてについて、感染予防対策を徹底したうえで対応する

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- ・地域の総合相談/支援の窓口として、保健・福祉・介護等に関する相談を受け、適切な助言・支援を行い、相談者等の強みを活かし、生活課題の解消に向け支援する。
- ・相談を受けた際は、緊急性について三職種で検討を行う。状況に応じ市及び関係機関と連携を図り、迅速に対応する。
- ・相談者が置かれている状況に応じて、訪問、電話、来所相談等相談方法について配慮する。
- ・より身近で相談しやすい窓口として「介護・福祉なんでも相談」を、今年度から高齢者の生活に直結した買物の場である商業施設内(マックスバリュ水足店・野口店)にて開催する。参加者が低迷していた介護・福祉なんでも相談会が地域に定着し相談窓口として周知されることを目指す。

<権利擁護>

(成年後見制度の活用・促進)

- ・地域のサロン等への参加により、成年後見制度についてわかりやすい説明を行う機会を持つ。
- ・成年後見制度の利用が必要なケースで適切な申立者がいない場合は、早期に市に状況を報告、市長申し立てについて検討する。
- ・緊急性等ケースを精査した上で、相談者にとっての利益を最優先し、繋ぎ先を選定していく。
- ・多面的な視点から検討するためにも、成年後見支援センターと連携し、専門相談を活用することにより、地域住民にとって最善の利益に繋がるような支援体制を構築する。

(高齢者虐待への対応)

- ・民生委員や近隣住民、サービス事業所等、地域のネットワークを積極的に活用し、高齢者虐待の早期発見に努める。
- ・通報/相談を受けた場合は、加古川市高齢者虐待防止マニュアルに従い、関係者から情報収集と事実確認を行ない、当日中に緊急性の判断を行う。
- ・生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる時は市と連携を図り、居所への立ち入り調査や質問を行なう。
- ・認知症等で意思疎通が困難で、かつ本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり老人福祉法に基づく措置が必要であると判断した場合は、市と連携を図り、必要な支援を検討する。
- ・虐待認定されたケースについて、必要に応じ、関係機関を招集して支援方針や役割分担を検討するケース会議を開催する。
- ・3職種で加古川市高齢者虐待防止マニュアルを確認、迅速かつ的確な対応が行えるようにする。

(困難事例への対応)

- ・8050問題や複合的な問題を抱えるケースなど、困難事例への対応については、3職種が情報を共有し、支援の方向性を統一する。支援においては対象者の強みと他機関の機能や役割を活かしながら、関係機関と連携を図り、生活課題の解決に向け協働する。

- ・地域住民、民生委員、その他関係機関に協力を依頼、地域ケア会議を活用し、生活課題の解決に向け、支援計画を策定する。

(消費者被害の防止)

- ・未然に防止をするため、加古川市消費生活センター等で最新の情報を収集し、地域住民等に情報提供する。
- ・特殊詐欺被害に遭うおそれが認められる高齢者について、加古川警察との協定に基づき情報交換や必要な支援を行い被害防止に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・医療、地域と介護支援専門員のネットワーク構築を目的として、研修の開催や、事業所・ケアマネ等に関連する機関・団体へ積極的な働き掛けを行う。
- ・介護支援専門員の相談窓口としての広報と、相談しやすい関係づくりを目的として、居宅介護支援事業所の巡回相談を行う。
- ・介護支援専門員からの相談を受け、地域ケア個別会議を開催する中で、ケアマネ支援を行うと同時に、地域課題抽出に繋げられるよう、関係機関と連携を図る。また自立支援型地域ケア会議を通して、介護支援専門員の自立支援の意識向上とケアマネジメントのスキルアップを目指し、地域包括ケアシステムの構築を図る。
- ・研修会や会議等を通し、障がい者基幹相談支援センターとの情報交換や課題の共有化を図り連携を深める。
- ・介護支援専門員のスキルアップや顔の見える関係づくりを目的として、年8回（内6回は気づきの事例検討会、内2回は他テーマでの）研修会を開催する。6地域包括合同研修会として上半期は8月に令和6年度介護保険法改正について、下半期は今年2月に開催した「介護医療連携」を今年度もテーマとし研修会を検討し実施する。今年度は下半期に「ケアマネ交流会」も計画。コロナ禍前に開催した「主任ケアマネ交流会」が好評で顔が見える関係作りや主任としての役割や課題について共有できる場であり、新たなケアマネジャーの顔ぶれも増えてきたこともあり合同研修会として参加対象者をどのようにするかなど含め内容を検討し実施する。
- ・のぐちエリア研修として上半期、下半期にそれぞれ企画し研修を実施していく。

【在宅医療・介護連携】

- ・在宅医療・介護連携に関する地域の医療・介護関係者による会議や研修会などに積極的に参加し、ネットワークを構築する。
- ・医療・介護の円滑な連携の為に、在宅医療・介護連携支援センターをはじめ、地域のケアマネジャーやサービス事業所と連携時の課題について共有し、入退院時のスムーズな支援を行う。
- ・定期開催される加古川中央市民病院との連携会議に参加し、情報交換、課題の共有を図る。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援コーディネーターや地域住民と協力し、地域課題の把握や住民同士の支え合いの仕組み作りの支援を行う。
- ・担当圏域内のささえあい協議会（野口公民館エリアささえあい協議会、野口北地区ささえあい協議会）に参画し、関係団体との連携に努める。参画に当たっては、地域の持つ力が十分活用され、地域住民同士が主体的に支え合うシステム作りの構築に繋がるよう支援する。
- ・野口公民館エリアささえあい協議会では、地域に様々な情報が伝わっていないとの課題解決に向け、今年度は地域にある社会資源を可視化するマップ作りに向け、作業を行う計画となっている。
- ・野口北地区ささえあい協議会も今年度で2年目を迎える。初年度はつながりづくりとして「かがわハナ祭り(共催)」「ボッチャを楽しむ会(主催)」を実施した。協議会メンバーが主とな

り役割分担し実働したが、今年度は地域住民が主体として助け合って取り組める地域活動の場が定着できるよう働きかけていきたい。協議会の役割を改めて共通認識し関係団体と連携を図っていく。

【認知症総合支援】

- ・認知症相談センターとして、本人、家族や関係機関からの相談に応じると共に、本人の望む生活が実現できるよう、地域等と連携、協力を行う。
- ・感染予防に留意しながら「認知症サポーター養成講座」を開催する。
- ・認知症初期集中支援チームとして、医療受診ができていない、サービスに繋がらない等の初期の認知症高齢者等に対する支援を行う。また、医師や行政と連携しチーム員会議を行う。今後はさらに増大すると予測される認知症高齢者に対応するため、地域包括支援センターごとに認知症初期集中支援チームを構成し、地域のニーズに対応するためのシステムの構築を市とともに目指す。
- ・医療機関に繋がり、確定診断を受けるまで、また受けてから介護保険等のサービスに繋がるまでに空白の期間が存在すると言われていることを鑑み、地域や関係者に向けて正しい知識の普及や、誰もが住みやすい地域づくりを推進するため啓発活動を行う。
- ・認知症地域支援推進員として、認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域向けに「認知症研修」を年2回実施し、認知症施策の啓発、疾病の理解や対応力を高めていく働きかけを行う。
- ・認知症地域支援推進員として加古川認知症連携協議会に参加し、東播認知症教室の開催を通じて、地域において認知症に対する理解が進むよう取り組んでいく。また昨年度地域ケア検討会議等から発題された加古川市における課題への取り組みについて、他の認知症関連業務とリンクさせながら取り組む。
- ・認知症地域支援推進員会議に参加し、担当圏域の状況等を意見交換することで、今後の加古川市としての施策に反映させていく。
- ・認知症相談・連絡シートの更なる活用普及に努め、双方が必要な情報を共有し、医療・介護サービスが円滑に提供できるよう連携を図る。認知症相談医と地域包括支援センター、居宅介護支援事業所が円滑な連携が図れるよう認知症相談隣保会にも積極的に参加する。
- ・認知症見守り SOS ネットワークや見守りタグについて、利用者やご家族、関係機関への普及・啓発に努める。
- ・総合相談業務を通し本人、家族の思いを把握し、社会資源の開発や市に施策提言出来るよう意識する。介護者支援として、個別のケースの介護相談を受ける中で、情報提供を行い、家族介護が継続できるよう支援する。
- ・認知症カフェ（オレンジカフェ）を毎月1回開催し、認知症とその家族の交流を図ることを目的に居場所作りを行う。開催日時や開催場所が今年度より変更になったことで、さらに周知活動に取り組んでいきたい。再開後はコロナ禍で顔を合わせて集える場の大切さを改めて感じ、今後も認知症の方にとって優しい地域作り・集いの場を目指す。ボランティアの方々には企画等にも積極的に取り組んで頂き主体性を深めていただく。

【地域ケア会議】

- ・困難事例について、地域住民、ケアマネジャーをはじめとする関係機関から利用者の支援に携わるメンバーを参集し、幅広くニーズをキャッチする。また、参集型の会議だけでなくWEBでの開催も併用するなど、必要性を優先し、調整を行う。
- ・個別課題解決を第一目的として、そのプロセスにおいて、近隣住民と専門職のネットワークを育む。
- ・個別ケースの成功体験を積み重ねて次のケースに活かしていけるようにする。
- ・必要に応じ、高齢分野だけでなく、幅広い専門職に参加・協力を依頼し、重層的支援につなげられるよう、連携を強化する。

- ・地域サロンへの参加や、町内会長や民生委員との交流を通じて、地域からの意見を吸いあげ、地域ネットワーク会議を呼びかけ、地域課題の集約・分析を行う。
- ・地域ケア会議検討会議、地域包括ケア推進会議への参加を通じて、個別課題を集約していくことで地域課題を抽出し、資源開発に結び付けていく。
- ・ケアマネ支援を行う中で、困難事例等を把握しケアマネジャーに対し地域ケア個別会議の開催、参加を呼び掛ける。
- ・自立支援マネジメント会議を年間6回開催。個別課題の整理や地域課題の抽出、実践力の向上を図ると共に、ケアマネジャーとしての働きかけや取り組みについて、助言がプランに上手く活かされたか、振り返りの会を開催し、事例を通しケアマネジャーの資質向上を図る。また、地域課題を把握し利用者のニーズに適した多様な社会資源を活用できるよう支援する。

【一般介護予防事業】

- ・住民主体であるサロンや百歳体操の活動の場に訪問し、意見交換や情報提供を行い、継続のための支援を生活コーディネーターと共に行う。
- ・サロンに関わるボランティアの養成に向け、加古川市社会福祉協議会担当とふれあいサロンボランティア養成協議を実施する。今年度は、昨年度実施したサロン代表者のアンケートを受け、ボランティア活動の紹介などを説明する機会として、6月にサロン代表者向け研修会「野口町サロンお役立ち情報ひろば」を開催予定。
- ・介護予防の活動やいきいき百歳体操などを住民が主体的に継続して取り組むことができるよう、活動を支援する。
- ・介護予防につながる勉強会に積極的に参加し、地域住民に健康づくりのための講座を開催し日常生活を支援する。
- ・コロナ禍で感染予防のため地域の活動など自粛されていたが、高齢者のフレイル防止のために感染防止対策を十分に行い積極的に地域活動の実施に努める。
- ・かかりつけ薬局や地域住民などと連携を行い、生活機能低下している高齢者の早期発見と対応に努める。

【家族介護支援】

- ・家族介護支援として、対象者の状況に合わせて「介護者のつどい」、「男性介護者のつどい」に加え、新たに「女性介護者のつどい」を定期的で開催する。
- ・介護者のつどいは、地域で現在介護をしている、また介護をする予定のある方、興味のある方を対象に開催。開催回数は年6回とし、感染症拡大防止の観点から、1時間程度で実施する。うち半時間をセンター職員や専門職からの情報提供や勉強会の時間とし、半時間で介護相談、介護者同士の意見交換、気分転換などの内容とする。
- ・野口公民館の改修工事に伴い、会場をJA加古川南に変更し開催予定。新たな地域活動の場所として、参加者の様子を見ながら進めていく。
- ・グループの力を活用しながら、参加者同士の交流の場が持てるよう支援する。
- ・今年度の計画は以下の通り。

4月19日(金)	JA加古川南野口支所ふれあい会館	内容：野口町を語る会(予定)
6月21日(金)	陵南公民館	内容：家族信託(予定)
8月16日(金)	JA加古川南野口支所ふれあい会館	内容：未定
10月18日(金)	陵南公民館	内容：未定
12月20日(金)	JA加古川南野口支所ふれあい会館	内容：未定
2月21日(金)	陵南公民館	内容：未定

- ・今年度より男性介護者のつどいを年2回とし、女性介護者のつどいを新たに開催。第4木曜日、13時30分から14時30分、陵南公民館で開催。
- ・男性介護者のつどいは、男性介護者の方同士、「交流の場」、「情報交換の場」、「適切な介護

知識・介護技術の習得についての講義の場」を提供する。感染症拡大防止の観点から、1時間程度での実施とする。

- ・今年度の計画は以下の通り。

5月23日(木)・11月28日(木)

- ・女性介護者のつどいに関しては今年度事業としては初の試みとなる。夫がアルコール依存症、カサンドラ症候群の方等対象に、センターから声かけをして、人数制限(5名程度予定)の中「交流の場」、「対応について考える場」、「相談窓口の情報提供の場」を提供する。感染症拡大防止の観点から、1時間程度での実施とする。

- ・今年度の計画は以下の通り。

7月25日(木)・1月23日(木)

【予防給付】

- ・介護保険の要支援認定者が、住み慣れた地域で暮らし続けるため、心身や生活機能の状況、生活環境などを考慮し、適切なケアマネジメントを実施する。指定居宅介護支援事業所への委託の際には、指定介護予防業務が特定の事業所に偏ることなく中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・居宅介護支援事業所への引き継ぎの際には、センター内で情報共有し、要介護認定者引き継ぎ先の占有率の基準を超えず、中立・公平性が確保されるよう配慮する。
- ・要介護認定者の引継ぎの際にはセンター内で円滑な引継ぎが行えるよう、居宅介護支援事業所の担当空き状況を情報共有する。
- ・制度改正による介護予防支援の指定対象の拡大において、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う上で、より一層の情報共有の強化、円滑な連携が行えるよう配慮する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和6年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターひらおか	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市平岡町高畑 20-1 電話：079-451-0405 (直通：代表) FAX：079-451-0406 (直通：代表)		
併設施設	特別養護老人ホームグランはりま		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先 [REDACTED]	対応者	[REDACTED]

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援 事業	保健師	[REDACTED]	[REDACTED]
	看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中 支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援 推進員	[REDACTED]	—
	資格名	氏名	常勤換算
指定介護予 防支援事業	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	0.5

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送る為に、心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行う事により、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。地域のネットワーク作りを推進し、地域包括ケアシステムの構築に努める。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

I. 総合相談支援

① 地域の総合相談・支援の窓口としての機能

- ・地域の高齢者や家族などからの保健・福祉・介護等に関する相談対応。
- ・相談内容によって適切な支援へとつなぎ、関係者のネットワークを構築する。
- ・専門的・緊急の対応が必要と判断した場合には適切な専門機関やサービスに引継ぐ。
- ・緊急の対応が必要な時は市及び関係機関と連絡し迅速な対応を行う。
- ・各種福祉サービス利用時に手続き困難な場合には代行申請を行う。

② 出張「介護・福祉何でも相談会」

- ・気軽に相談できる体制として、地域の拠点で出張相談窓口を開設する。合わせて、脳健康チェックを実施する。

- ・場所：東加古川公民館（かこてらす内）

日時：4月12日・6月14日・8月9日・12月8日・令和7年2月14日

15時30分から16時30分

10月11日は9時30分から11時

- ・場所：平岡公民館

- ・日時：5月10日・7月12日・9月13日・11月8日・

令和7年1月10日・3月14日の15時30分から16時30分

③ 実態把握

- ・市や加古川市成年後見センター、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員等からの要請に基づき、支援が必要な高齢者宅を同行訪問等により、高齢者・家族等の状況を把握する。支援等が必要な高齢者について見守り台帳を整備し保管する。
- ・また、総合相談で対応した高齢者について、ソフトを活用してデータ管理する。

II. 権利擁護

① 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見人制度の普及や広報活動を行う。
- ・成年後見制度の利用支援を行い、必要に応じて加古川市成年後見支援センターや市と連携して対応する。
- ・個別ケースで対応時、制度活用リーフレット等を活用して説明する。
- ・居宅介護支援事業所に向けて活用の普及・周知を行う。
- ・適当な親族がない場合には市や加古川市成年後見支援センターに状況報告し市長申立てにつなげる。
- ・問題解決のため加古川市成年後見支援センターの専門職相談を活用する。

② 高齢者虐待への対応

- ・高齢者虐待防止法に基づき、高齢者及び養護者に対して相談及び助言等を行う。
- ・地域におけるネットワークを積極的に活用し、早期発見・早期対応を目指す。困難事例・虐待等が疑われる場合は、行政等と連携して対応を検討し必要な措置をとる。
- ・高齢者虐待の疑い等で通報を受けた場合は、関係者からの情報収集と事実確認を行い、

市へ報告する。

- ・要請があれば虐待防止出前講座を開催し、早期発見・早期対応を目指す。

③ 消費者被害要望対策

- ・消費者センター等の最新情報を収集し地域団体の活動の場で情報提供する。また警察・市と情報共有・連携し、被害防止に努める。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

- ・地域の高齢者に包括的、継続的な支援を提供できるネットワークを作り、地域の医療機関、介護保険サービス事業所、介護保険施設、行政、ボランティア等と連携する。
- ・担当地域の居宅介護支援事業所と相談しやすい関係づくりを目的として定期的に訪問し、随時個別のケースにおける相談に対応し指導・助言を行っていく。また困難事例等への指導・助言等の側面的支援を行う。
- ・介護支援専門員のスキルアップを目的として合同研修会を含めて年間5回開催。
- ・事例検討会を開催し地域の介護支援専門員に事例を通して助言・指導を行う。

【在宅医療・介護連携】

- ・医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進し、市や関係団体が実施する会議や研修などに参画し、在宅医療と介護を一体的に提供できるように努めていく。また、加古川医師会が取り組んでいるバイタルリンクを活用し、主治医、薬局、訪問看護と連携していく。

【生活支援体制整備】

- ・平岡公民館エリアささえあい協議会として、大きなつどい場と情報発信の取り組みを継続する。大きなつどい場は6月30日(日)平岡公民館で実施予定である。また、参加している関係機関と連携をとり、小さなつどい場として介護や福祉に関する相談会や健康教育を実施していく。住民が主体的に取り組むことができる生活支援の体制となるように事業に関わっていく。
- ・かこてらすエリアささえあい協議会として、昨年度に作成・配布した地図をもとに地域アセスメントを行い、ニーズの把握に努める。エリア内の高齢者にどのようなニーズがあるか把握できていない為、アンケート調査を実施する。そのアンケート結果をもとに今後の活動内容を検討する。次回開催は未定。

【認知症総合支援】

I. 認知症の人や家族の対応

- ・物忘れ症状のある人やその家族に対して、電話や訪問等を行い、脳の健康チェックやDASC21等を実施する。対象者の状況を把握して、適切な支援に繋ぐとともに見守りSOSネットワーク事業や見守りタグ等について情報提供する。
- ・認知症について理解が不十分な本人や家族、認知症に関心のある方を対象に「東播認知症教室」への参加を促し、認知症の理解を図ると共に専門職としての参加協力を行う。昨年度に引き続き、講師を担い5月に実施する。
- ・地域のつながりの中で認知症の方やその家族が気軽に集う場として、認知症カフェ（ふらっとカフェ）を地域住民と共に運営を行っていく。
- ・後述の認知症サポーター養成講座で地域の理解を深め、間接的な家族支援を行う。

II. 認知症初期集中支援チーム

- ・認知症初期集中支援チームとして、昨年度から継続している対象者について引き続き介護保険サービスの利用に向けた支援を行う。また、対象となるケースに対して加古川市

役所と連携しながら、診断、早期治療、介護保険サービスなどにつなげていく。

III. 介護サービス事業所研修会

- ・在宅介護サービス事業所職員や地域住民等を対象に「認知症対応研修会」の出前講座を年2回以上実施する。

IV. 関係機関との連携

- ・認知症疾患センター、医療機関、成年後見支援センターなど関係機関と連携し、認知症の人や家族が安心して生活できる地域作りに取り組む。
- ・認知症地域支援推進連絡会定例会に参加する。
- ・加古川認知症連携協議会定例会にも参加し、事例検討や医療と介護の連携など継続して協議していく。
- ・市と連携して東播認知症教室を5月に実施する。

V. 認知症サポーター養成講座

- ・認知症に関する正しい地域を広め偏見や誤解を解消し、誰もが住み慣れた地域で生活が継続できるようにするため広報・啓発を行う。
- ・地元の企業や学校に対し、認知症サポーター養成講座の開催を提案する。

VI. 認知症高齢者の見守り・見守り SOS ネットワーク事業

- ・行方不明になる可能性がある人や繰り返している人に対して見守りタグ、SOS ネットワーク事業の説明や手続き支援や管理を行う。

【地域ケア会議】

I. 地域ケアネットワークの構築

① 地域の関係機関からの情報収集

- ・「いきいきひらおか」検討委員会を通して、連合町内会・民生委員・児童委員連合会・連合老人クラブから地域の実情を把握し、社会資源等の整理を行う。当センターの取り組みを紹介すると共に、町内会長会等に出席し相談機関としての周知を行う。

② 町内会などへの働きかけ

- ・平岡公民館エリアささえあい協議会、東加古川公民館（かこてらす）エリアささえあい協議会に参加する地域団体や民間企業、また教育機関などとの協議を通じて、地域の集会所などを活用し当センターの役割を周知する。
- ・令和5年度に相談会を行った町内会に対して、継続した相談会実施や実施していない町内会に対しても相談会などの開催を提案する。
- ・町内会や民生委員、老人クラブなどの地域団体の研修会などで、当センターの役割や介護予防、認知症予防に関する講話、いきいき百歳体操含めた集いの場の重要性を説明し立ち上げを提案する。

③ 加古川市キャラバン・メイトひらおかグループ連絡会

- ・ひらおかグループに所属するキャラバン・メイトが組織的に活動できるよう年1回連絡会を開催する。

II. 地域ケア個別会議の開催

- ・地域で生活する高齢者の課題に対し、多職種が課題解決に向けて取り組む連携の仕方を検討し、利用者支援を行う。
- ・地域ケア個別会議の開催に伴って生じた高齢者の課題に対し、社会資源の整備や開発、関係機関とのネットワークを強化して社会資源の整備や充実を図る。それぞれの地域の実情に応じて支援を行う。

- ・地域課題は地域ケア検討会議を通して推進会議にあげる。

III. 自立支援マネジメント会議

- ・介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント力等の資質向上の為に事例検討会を年6回（うち1回は振り返りの会）開催する。

IV. 地域包括ケア推進会議

- ・地域ケア個別会議、地域ネットワーク会議、自立支援マネジメント会議で抽出された地域課題を集約し、解決に向けた提言を地域包括ケア推進会議で提言する。また地域の方が集まる「いきいきひらおか」や連合町内会長や民生児童委員の会長が出席する「いきいきひらおか検討委員会」に参加し、実際の地域の声を聴き地域課題を抽出する。

【一般介護予防事業】

I. 地域介護予防活動支援

- ・ふれあいサロンの支援として、活動が休止している団体に対して活動の再開に向けた支援を行う。ふれあいサロンの活動が中止、閉鎖している団体があるため、代表者と連携をとり継続できるための支援を行う。団体によってサロンの継続にあたっての課題は異なるため、課題を明らかにして団体のニーズに応じた支援が必要であると考えます。

II. いきいき百歳体操

- ・いきいき百歳体操への支援として、実施していない町内会などの地域段階や民間企業と連携に対して立ち上げに向けた働きかけを行う。ふれあいサロンにおいてもいきいき百歳体操の重要性を伝えて行っていない団体に対して実施の声掛けを行う。

III. 一次予防対象者

① 『いきいきひらおか』

- ・平岡連合町内会、平岡民生委員・児童委員協議会、平岡連合老人クラブ、地域包括支援センターと共催で運営しており、参加型の介護予防事業として毎月、平岡会館で実施している。開催前には「いきいきひらおか検討委員会」で各団体と事業の振り返りや評価、打ち合わせや事業の方向性について検討している。定期的な運動の取入れや外部講師に来てもらう等様々な内容を企画し、介護予防の知識や技術について普及啓発していく。

② 熟年!? 男性のつどい・女性のつどい

- ・地域の各種団体に所属していない引きこもり傾向の人を対象に、「趣味」「活動」「学び」を通して、認知症予防・介護予防を行う。定例会を月1回開催しており、参加者が定着出来るように支援していく。また地域に引きこもり傾向の人がいないか情報収集し声をかけ参加を促していく。社会福祉法人グランはりまとしての地域貢献を視野に入れての事業であり、参加者が主体的に取り組むように後方支援を行う。

【家族介護支援】

- ・介護者のつどいを平岡公民館と東加古川公民館(かこてらす)で実施する。参加者同士の座談会を中心に行うが、認知症本人の参加も積極的に受け入れる。座談会だけでなく、外出企画などの実施も検討する。参加している本人や家族の声を丁寧に聞き取り希望の内容があれば実施できるように企画の内容を検討する。

【予防給付】

I. 介護予防ケアマネジメント

- ・利用者自身が地域と繋がり、社会資源を活用し自己決定により活動性が広がるように支援していく。

- ・ケアプランにおいて、課題分析が的確であり達成可能な自立支援に向けた目標設定が出来ているか指導・助言していく。
- ・ケアプランにはセルフケアやインフォーマルサービスを積極的に取り入れていくように指導・助言していく。
- ・開設当初から引き続きランチタイムを利用して、個別ケースを検討するソーシャルワークの勉強会を開催し、課題の分析や情報提供を行い、生活機能の維持・改善により生活の質の確保・向上ができるように、再アセスメント・評価を行いスキルアップを図る。

II. 介護予防・生活支援サービス事業における基本チェックリストの実施

- ・要介護（支援）認定更新時に希望のあった対象者に基本チェックリストを実施し、事業対象者・非該当者に対して事業説明を行い継続支援する。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和6年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ南	事業開始年月日	H21年4月1日
所在地	加古川市別府町新野辺北町5丁目98 電話：079-435-4468（直通） FAX：079-435-4469（直通）		
併設施設	浜の宮松竹園居宅介護支援センター		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	携帯	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援事業	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師又は看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期 集中支援チーム員	[REDACTED]	
	(兼務)認知症地域 支援推進員	[REDACTED]	[REDACTED]
指定介護予防 支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	介護支援専門員	[REDACTED]	1
	社会福祉士	[REDACTED]	1
	看護師	[REDACTED]	0.5

【基本方針】

【基本方針】

高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、総合相談窓口として支援を行います。市町村や介護・医療・福祉の関係機関と連携し、地域の高齢者の健康・生活・財産・権利などを守る役割を果たしていきます。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

・令和6年度は大規模な介護保険報酬改定があり、当センターの位置づけも大きくなっており、サービスの質の維持、向上を図る。新型コロナウイルスの位置づけが「5類感染症」になり、高齢者を取り巻く状況が大きく変化をし、相談内容は複雑化をしている。当センターは感染症対策を続けながら地域に開かれた、身近で相談しやすい高齢者の総合相談・支援の窓口を目指す。高齢者や家族からの相談を受けて、迅速に対応し、適切な助言、良質な情報を提供して、関係機関に繋ぐ。

・高齢者の尊厳と権利を守る為、障がい者基幹相談支援センター、成年後見支援センター、行政、警察等との情報共有との連携を深めて、制度の普及や広報活動を積極的に行う。消費者被害は昨年度よりは減少をしているが、ケアマネジャーからの個別相談に同行訪問をして被害に遭わないように抑止に努める。高齢者虐待が増加しており、地域におけるネットワークを積極的に活用しながら、早期発見、適切な対応に努める。

・専門職は家族支援における大きな役割を担っており、その業務を務めることは勿論、地域の専門職の方にも情報を発信していく。それに先駆けて、他の地域包括支援センターとも情報共有をし、連携を行う。

・イトーヨーカドーアリオ加古川店で、成年後見支援センター相談員と薬剤師と共同で「介護・福祉なんでも相談会」を毎月開催し、地域住民へ介護保険制度や地域包括支援センター・成年後見制度の周知・啓発、服薬の効果や効能、管理の助言等に努める。

・昨今、自然災害や感染症の災害が多発し、事業継続のリスクが高まっている。リスクを回避していくためにも、BCP（事業継続計画）を作成する。利用者の生活地域に発生し得る災害リスクを認識し、防災・減災対策を進めていく。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

・市で行われるケアプラン点検に主任介護支援専門員として参加し、ケアマネジャーの資質向上を目的として「自立支援」に資する適切なケアプランの確認や助言を行う。

・エリア内のケアマネジャーや主任ケアマネジャー交流会を開催し、情報交換や課題、悩みを話し合うための機会を継続して提供していく。

【在宅医療・介護連携】

・病院からの介護保険代行申請依頼や退院後の担当ケアマネジャー・介護サービスの調整に応じて、在宅復帰が円滑に行えるように連携の強化に努める。また精神疾患に罹患している高齢者やその家族からの相談、8050問題にも柔軟に対応できる力を養うために研修に積極的に参加しスキルアップを図る。障がい者基幹相談支援センターや、ひきこもり相談支援センター等の専門機関とも連携を深める。

- ・今年度はサロンの講話内容に ACP を追加し、希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいることを考えたり話し合う。

【生活支援体制整備】

- ・生活支援体制整備事業第2層協議体は、ささえあい協議会の事務局である加古川市社協福祉協議会の生活支援コーディネーターが主導し、市・包括・別府町・尾上町の住民主体で活動していく。
- ・別府町ささえあい協議会では、広域型サロンを年5回の開催を予定している。参加者のモチベーションが向上する内容をメンバー間で検討、また運営の支援等を行っていく。
- ・住民や事業所との交流が深まり、気軽に相談ができる集いの場「浜風カフェ」を前年度より開始しており、今年度も継続した実施を図る。本事業の定着を図りながら、協議会内でも今後の動きについて、地域のニーズへの抽出から取り組んでいく。
- ・別府町内の介護サービス事業所間での情報共有や意見交換の場として、3ヵ月に一度、「別府町ささえあい協議会ワーキング会議」を開催する。事業所間の繋がりも形成していきながら、地域住民への支援ネットワークを深める。
- ・尾上町ささえあい協議会では、「生活支援のしくみづくり」について、「粗大ごみの搬出」と「防災に関する取り組みについて」の目的を明確化し、ささえあい協議会メンバーで共有をしながら具体策を検討していく。

【認知症総合支援】

- ・認知症の方が多い地域や課題のある地域にチームオレンジ構築に向けて働きかけを検討する。認知症の方や家族が安心して暮らせる地域の実現に向けて住民や事業所等と連携していく。
- ・今年度も尾上小学校、浜の宮小学校の学生向けに認知症サポーター養成講座を開催予定である。また別府町の若い世代にも普及・啓発を行っていくために、新たに別府西小学校でも養成講座の開催の依頼中である。
- ・認知症地域支援推進員として、地域住民や学校、事業所に向けて、認知症の理解や関わり方等の普及・啓発活動を行う。若年性認知症の方や家族支援も丁寧で柔軟な関わりを心がける。
- ・認知症初期集中支援については、包括内で担当を決めて、役割分担を行い、課題解決に向けて活動する。高齢者・地域福祉課担当職員とも同行訪問等で連携をして、チーム員会議などを通して情報共有を重ねながら、認知症の方をチームで包括的に支援する。
- ・認知症の方やご家族、介護者の精神的な充実を図るために、包括職員も関係者との繋がりも深め、より良質な情報提供や社会資源へ繋がられるよう活動する。また東播認知症連絡協議会に出席し、意見交換を行いながら市や医師会と連携する。2月に東播認知症教室の実施も予定している。
- ・認知症カフェ
松竹園元気あっぷカフェ、尾上元気あっぷカフェは今年度も毎月開催にてPR活動、課題を確認し継続して支援を行う。
松風元気あっぷカフェは休止をしており、4月に関係者や生活支援コーディネーターと話し

合いを行い、担い手である関係者のモチベーションが低下しないように連携しながら、再開に向けて共に考える。

【地域ケア会議】

- ・高齢者の能力や維持向上を図る為、自立支援を目的とした自立支援マネジメント会議に年5回、その振り返りの会に年1回参加する。事例提供者と事前に話し合いを重ね、セラピストの同行訪問を検討したり、事後のフォローも丁寧に行う。
- ・地域住民やケアマネジャー等が支援に行き詰まりを感じている複雑で困難なケースに関しては、関係者で情報を共有し、解決の糸口を導き出す地域ケア個別会議を随時開催する。

【一般介護予防事業】

- ・今年度はサロン代表者交流会を開催し、各サロンの代表者様の意見やサロンの運営に関する情報を収集し、今後のサロン運営に関する支援及び代表者様の悩みや疑問の解決に繋がればと考える。
- ・今年度は、休止していたサロンが1か所再開予定となり25か所から26か所開催となる。引き続き1か所は休止決定となる。開催場所の変更が1か所（たけひろ会館から浜の宮松竹園地域交流室）開催場所が以前よりかなり広くなり場所を生かした内容が可能となる。今後も継続できるよう支援していく。
- ・例年に引き続きサロン代表者の後任不足の為にサロン休止中1か所。サロン代表者への負担と後継者不足により一昨年同様に継続を検討されているサロンが1か所あったが今年度も同じ代表者様で継続の運びとなった。引き続き代表者様の声に耳を傾け、サロンが存続できるよう支援していく。
- ・地域住民主体で開催されている集会の場に随時参加し、地域包括支援センターの役割を説明する。同時に、個別課題・地域課題の情報収集を行い、解決方法を検討し、在宅での生活が継続できるように支援していく。
- ・通いの場の参加希望があれば、情報提供を行うとともに、参加しやすいよう支援していく。

【家族介護支援】

- ・現在介護をしている方や介護経験者が悩み事を共有し、適切な介護知識・技術の習得ができるように介護者のつどいを開催する。コロナ規制の緩和に伴い、参加者とフリートーク形式で意見交換や雑談ができる「座談会」を実施する。前年度同様に講師を招き、介護に役立つ情報を提供しながら、参加者同士で情報共有ができる場を設けていく。また介護者のリフレッシュ目的でバス旅行を10月に実施し、介護者の精神的負担の軽減などの支援も行っていく。新しい参加者が増えるように、個別での広報などの周知活動を積極的に行う。

(実施予定一覧を下記に記載)

【介護者のつどい 実施予定一覧】

日時	内容	場所
令和6年4月 28日	座談会	別府公民館

5月 26日	福祉用具について学ぼう	尾上公民館
6月 23日	「気になる輪」ゲーム	別府公民館
7月 28日	座談会	尾上公民館
8月 23日	認知症について学ぼう	別府公民館
9月 27日	コーラス	尾上公民館
10月 11日	バス旅行	未定
11月 24日	座談会	別府公民館
令和7年2月21日	交通安全について	尾上公民館

【予防給付】

- ・居宅介護支援事業所が市から介護予防支援の指定を直接受けられるようになった為、指定を受ける居宅介護支援事業所に状況を確認しつつ、必要に応じて一定の関与や支援を行う。
- ・高齢者の増加やニーズの多様化に伴い、ケアマネジャーだけでは支援が困難なケースも増加している。包括職員が積極的にケアマネジャーとコミュニケーションを取り、情報を共有し、連携を深めながら後方支援に努める。
- ・基本チェックリストのみの申請を希望し、事業対象者になる場合、三職種や担当ケアマネジャーが分かりやすく概要を説明する。今後も事業対象者としての申請が適切な方には、随時申請を勧めていく。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和6年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかがわ北	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	加古川市神野町神野 186-10 電話：079-430-5560 (直通：代表) FAX：079-430-5561 (直通：代表)		
併設施設	順心会居宅介護支援センター加古川 順心かんの寿 順心会訪問看護ステーション加古川		
センター長	[REDACTED]		
包括的支援事業の 管理者	[REDACTED]	指定介護予防 支援事業所の管理者	[REDACTED]
常駐時間外の体制	電話転送先	[REDACTED]	対応者 [REDACTED]

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援 事業	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	保健師または看護師	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	主任介護支援専門員	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	社会福祉士	[REDACTED]	[REDACTED]
	(兼務)認知症初期集中 支援チーム員	[REDACTED]	—
	(兼務)認知症地域支援 推進員	[REDACTED]	—
	資格名	氏名	常勤換算
指定介護予 防支援事業	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	社会福祉士	[REDACTED]	1.0
	介護支援専門員	[REDACTED]	1.0
	事務員	[REDACTED]	0.5

【基本方針】

1 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者等が要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、生きがいや自己実現のための取り組みができるよう、また生活の質の向上に資するサービス提供が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

2 総合相談・支援事業

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

3 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるよう、介護支援専門員のネットワークづくり、実践力向上、関係機関との連携体制構築支援等に努め後方支援を行う。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

- 1 地域の総合相談・支援の窓口として、高齢者やその家族の生活上の困りごとに関する相談を受け、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう支援する。
- 2 支援に際しては、適切な制度利用や社会資源につながるよう、他機関との連携や情報提供、助言等を行う。
- 3 高齢者以外の方に関する相談に対しても適切な制度利用や社会資源につながるよう、他機関との連携や情報提供、助言等を行い、安心できる生活が実現できるよう支援する。
- 4 緊急の対応が必要な場合は、関係機関と連携を図り、問題の解決に向け迅速に対応する。

【権利擁護】

1 成年後見制度の活用促進

- (1) 成年後見制度の普及啓発として、地域の健康サロンでの講話や民生児童委員、介護支援専門員などに周知を図る。
 - (2) 成年後見制度利用の支援を行い、必要に応じて成年後見支援センターや市と連携して対応する。
 - (3) 成年後見支援センターの専門職相談会や他の研修、事例検討会に参加しケース対応力の向上に努める。
- 2 老人福祉施設等への措置支援については、高齢者が虐待を受けている場合や認知症その他の理由により判断能力が乏しくかつ、本人を代理する家族がいない場合など、保護の必要性があり、老人福祉法に基づく措置が必要な場合には市と連携を図り必要な支援を行う。
 - 3 高齢者への虐待対応について
 - (1) 早期発見に務める。今年度も関係機関に高齢者虐待出前防止講座や介護支援専門員に研修・事例検討会などを行う。
 - (2) 通報を受けた場合は、すみやかに市に報告し対応する。
 - (3) 相談業務や介護支援専門員からの対応相談の中で、高齢者虐待リスクが高いケースについ

ては、介護者の負担軽減を図り高齢者虐待の防止に努める。

4 困難事例への対応

- (1) 高齢者やその家族等に重層的な課題がある場合は、センター職員で連携し対応策を検討し、関係機関との連携を図り必要な支援を行う。
- (2) 高齢者自身が自分の世話ができない状態にも関わらず支援を拒否している場合は、市に報告しセルフネグレクトとして高齢者虐待に準ずる対応を行う。
- (3) 身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人には、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を行う。

5 消費者被害の防止について

- (1) 消費生活センターや警察等から情報収集を行い、地域の住民や関係機関に啓発していく。加古川市は被害額が大きいというデータも過去にあったことから、今年度も引き続き注意喚起を強化する。
- (2) 個別ケースから地域へ発信できるよう、適宜、民生委員と協力して地域ネットワーク会議を開催し、地域の住民自身が防犯力を高められるよう具体的な地域の取り組みについても話し合う機会を作る。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1 介護支援専門員の研修を実施する

- (1) 6包括合同研修の実施・・・2回（8月、2月）
- (2) 6包括合同ケアマネ交流会開催・・・1回（11月）
- (3) かがわ北地区の介護支援専門員等を対象の研修会及び事例検討会の実施
 - ① 「障がいサービスと介護保険の併用」、「生活困窮・生活保護」、「ヤングケアラー」をテーマにした研修
 - ② 事例検討会
地域の介護支援専門員・主任介護支援専門員と連携し、事例検討会開催に向け企画・準備に参画してもらう。

2 地域の介護支援専門員のネットワークの構築

介護支援専門員相互間の情報交換等を行う場を設定する。

3 介護支援専門員への後方支援

- (1) 地域の介護支援専門員からのケアマネジメントや支援困難事例への対応等の相談を受け、支援方針の検討や関係機関や社会資源の紹介など、介護支援専門員が地域や関係機関と連携を図り、高齢者への支援が継続できるようサポートする。
- (2) 医療機関を含めた関係機関との連携や社会資源の紹介等により、地域の介護支援専門員と関係機関の連携がとれるように支援する。

【在宅医療・介護連携】

在宅療養を支える関係機関と連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できるよう努める。

- 1 入院時の情報提供、退院時のサービス調整やカンファレンス参加する。迅速な対応が必要な場合は、状況に応じた対応を行う。
- 2 市や関係団体が実施する会議や研修等に参加する。

【生活支援体制整備】

市や社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと協力し、協議体に参画するとともに関係団体と連携を図る。

- 1 両荘地区ささえあい協議会
- 2 加古川北ささえあい協議会

【認知症総合支援】

1 認知症の相談支援

- (1) 認知症地域支援推進員をはじめセンター職員は、認知症に関する研修会等に参加して、情報収集や知識の向上に努める。
- (2) 若年性認知症の相談支援については、センター職員で連携して対応し、必要に応じ各関係機関とのネットワークチームを作る。また、介護者家族も支援の対象として関わっていく。
- (3) チームオレンジの活動について
 - ① 八幡町上西条の認知症カフェを拠点としたチームオレンジを対象に、地域活動の具体的な取組について検討し、一つでも取り組んでいく。この活動をもとに他地域へと広げていく。
 - ② 神野町グリーンタウンのいきいき百歳体操を拠点とした団体へ働きかける。
 - ③ 平荘町の安心安全町づくり協議会の参加者に、子どもの見守り支援を発展させた形で、チームオレンジの活動としても広げてもらうよう働きかけていく。

2 認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業

- (1) 啓発活動として、介護支援専門員や民生委員への周知だけでなく、健康サロンなど地域活動内でもチラシ配布と登録のメリットを周知していく。
- (2) 登録したときは、本人の家族の状況や地域の実情に応じて、地域ケア会議を実施し見守り活動の具体的な内容について地域を巻き込んでいく。
- (3) 地域住民の認識が低い時は、認知症サポーター養成講座を実施するなどして、認知症の理解を広げるよう働きかける。

3 認知症カフェの支援として、八幡町のイエローカフェの世話役や参加者に相談・情報提供を行うなど活動支援を行う。新たな認知症カフェの立ち上げを目指して、地区診断を継続する。

4 認知症早期発見チェック事業について、認知症地域支援推進員を中心に事業の活動状況や課題を整理し、認知症地域支援推進員部会等にて、加古川市として有効な認知症の早期発見のための事業として改善策を提案していく。

5 東播認知症教室の実施。当センターでは4月に北公民館で開催予定。開催回数の減少に伴いBANBAN テレビ放映の情報提供やYouTube 配信等を地域住民へ啓発していく。

6 認知症対応研修について

デイサービスの有効性について検証し、認知症支援に役立てる。

- (1) 上半期計画として、担当エリアのデイサービスへ出向き、認知症への対応の工夫点や困っていることを情報収集し、共通した課題について検討できるよう整理していく。
- (2) 介護者のつどいや相談、介護支援専門員からのデイサービスに対する要望などを整理していく。
- (3) これら整理した情報をもとに、下半期に多職種での研修会を開催する。

7 認知症サポーター養成講座は、他の事業を実施する中で必要性を考慮しながら、各地域へ実施を促していく。今年度は、チームオレンジ立ち上げと共に周辺地域へ働きかける。依頼がある場合は随時開催していく。

8 認知症初期集中支援チームの活動においては、対象があれば随時活動へつなげていく。また、チーム員会議にて、チームの活動の方向性を確認し、支援チームの連携はもちろんのこと必要によっては、地域住民との地域ケア会議を開催しながら、住み慣れた地域での生活を支援していく。

9 本人ミーティングの継続、ボランティアが参加できる仕組みづくりを検討していく。

10 認知症の本人と家族の一体的支援プログラムの立ち上げを検討し、下半期にはチームオレンジメンバーや認知症サポーターなど運営コアメンバーとなる人々への説明会実施を目指す。

【地域ケア会議】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議の推進に取り組む。

1 地域ネットワーク会議の開催

地域住民の要望に応じて地域における課題の解決や、住みやすい地域づくりに向けての話し合いの場として、福祉座談会や地域ケア会議を開催する。またこれらの福祉座談会や地域ケア会議の開催により、地域活動の促進やボランティア、新たな地域活動や社会資源の創出の促進につながるよう努める。

2. 地域ケア個別会議の開催

- (1) 介護支援専門員が担当する利用者等、高齢者個人の個別課題解決のために、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。
- (2) 地域の問題として協議が必要な方に関する地域ケア個別会議を開催する。

3 自立支援マネジメント会議の開催

自立支援に資するケアマネジメント実現のための自立支援マネジメント会議を開催する。

【一般介護予防事業】

- 1 地域活動等や地域からの相談を通して支援を要する方を早期に把握し、必要に応じて地域活動の参加を促進できるよう支援を行う。
- 2 介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動を側面的に支援し、各制度に関する講習や説明を行う。
- 3 地域あるいは市の要請に基づいて、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動で、介護予防講座を通じて健康相談・健康講話・体操等を行い、高齢者が自発的に健康な生活を維持継続できるよう支援を行う。
- 4 介護予防活動の観点から、地域サロンやいきいき百歳体操等の地域活動組織が地域にとって重要になることを、介護予防講座・地域活動等を通して住民に啓蒙し、更なる住民主体の地域活動の拠点作りにつながるよう支援を行う。
 - (1) 介護予防講座について

出講予定の団体数：38（内新設1 他 年間計画未定1、自主運営2、休止1）

出回数：1団体：4回以下/年

内容：各サロンの希望に添った介護予防講座を実施
 - (2) サロン代表者交流会開催について

開催予定時期：11月

内容：講話、サロンの取り組み紹介
- 5 介護予防活動に繋がる新たな社会資源の発見や共有に務める。

【家族介護支援】

- 1 「認知症の人を支える介護者のつどい」として、講話や情報交換などを行い、介護者にとって有益な場となるように開催する。
 - (1) 開催頻度は月に1回、第4火曜日に開催する。開催場所は加古川北公民館とし、介護者が分かりやすい場所で行う。
 - (2) 介護者のニーズに沿ったテーマの選定や専門職等に講師の依頼を行う。
- 2 同意を得た介護者には案内の葉書を送付し、広報かこがわにも開催に関する情報を掲載することで介護者のつどいの周知につとめる。また、居宅介護支援事業所にも案内を行い、新規参加者を募集する。
- 3 介護支援専門員にも介護者のつどいを周知し、参加してもらうことで連携を図る。

【予防給付】

- 1 要支援の認定を受けた方、事業対象者の方の心身状態の悪化を予防し、生活機能の維持向上、改善にむけ介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う。
- 2 指定居宅介護支援事業者に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を一部委託し、その業務の中立・公平性が担保され、円滑に法令を遵守して遂行できているか、また、自立支援型マネジメントができていないかをプランの評価時に確認を行う。

- 3 家族が要介護状態や認知症等により相談が必要になった時の相談窓口としての役割があることについて周知を図る。

(様式第1号)

加古川市地域包括支援センター年間事業実施計画書

(令和6年4月1日)

【基本事項】

センター名	地域包括支援センターかこがわ西	事業開始年月日	平成21年4月1日
所在地	兵庫県加古川市志方町細工所1086番地 電話：079-452-2097（直通） FAX：079-452-5400（直通）		
併設施設	特別養護老人ホーム鶴林園・養護老人ホーム鶴林園		
センター長	■■■■		
包括的支援事業の 管理者	■■■■	指定介護予防 支援事業所の管理者	■■■■
常駐時間外の体制	電話転送先	079-452-0524 (鶴林園)	対応者 施設職員

【職員体制】

	職名	氏名	資格取得日
包括的支援 事業	看護師	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	社会福祉士	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	主任介護支援専門員	■■■■	■■■■
	〃	■■■■	■■■■
	(兼務)認知症初期集中支援チーム員	■■■■	—
	(兼務)認知症地域支援推進員	■■■■	—
指定介護予 防支援事業	資格名	氏名	常勤換算
	社会福祉士	■■■■	1.0
	介護支援専門員	■■■■	1.0
	〃	■■■■	1.0
	〃	■■■■	0.75
	〃	■■■■	0.75
	〃	■■■■	0.4
	〃	■■■■	0.3

【基本方針】

『 団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据えて地域包括支援センターの機能を強化する 』

1. 3 職種・介護予防プランナーそれぞれの業務を点検、評価し、地域包括支援センターの役割やあり方（重点的に行うべき業務）を見つめ直す。
 - ①介護事業者・医療機関・民生児童委員・ボランティア等とのネットワーク構築を推進する。
 - ②地域ケア会議の積極的な開催により住民と地域の課題についての問題意識を共有し、解決を目指す。
2. 正しい考え方、正しい行動により、ミスのない正しい仕事ができる。
 - ①法令等に基づく業務手順やマニュアルを遵守し、根拠となる記録や資料を確実に残す。
 - ②挨拶、言葉遣い、訪問先でのマナー等の接遇、礼節を重んじるビジネスマナーを実践する。
3. 制度改正後の動向に順応し、将来に亘って安心できる運営を行う。
 - ①市内の居宅介護支援事業所の介護予防支援事業の指定状況等を注視しながら自センターの適切な職員配置を行う。
 - ②包括的支援事業と介護予防支援事業それぞれの収支を分析し、制度改正に対応する体制づくりを行う。
 - ③改正後の介護事業所等の動向や利用者への影響等の実態について分析し、行政や地域にフィードバックする。

【年間事業計画】

【総合相談・権利擁護】

1. 総合相談

包括職員全員が個々に自己研鑽（高齢者に多い疾患や認知症、後見制度などについての研修を受ける等）に取り組むことで、相談対応力のレベルアップを図る。

緊急性の高いケースや複合多問題を抱えたケースについては、緊急度や困難性に応じてレベル分けし、緊急性・困難性の高いケースは複数の職員で対応するとともに、引継ぎで経過報告し、第三者の意見も取り入れる事で偏りのない適切な支援を行う。

現在、新規要支援利用者を担当できるケアマネジャーが極端に少なくなっていることから、日頃からエリア内やその近隣エリアの居宅介護支援事業所と連携を図り、新規相談しやすい関係を築いていく。

出張介護・福祉なんでも相談会を志方公民館、加古川西公民館で毎月 1 回実施する。

近年はインターネットで相談会を探して来られる方も増えているため、広報誌だけでなく、ホームページでも相談会の PR を行う。
2. 権利擁護

独居や高齢者夫婦のみの世帯が増えており、自ら SOS の発信ができないため、問題が深刻化してから近隣住民や民生委員等が気付き、包括につながるケースが多くなっている。

また、介護保険の申請を支援しようとしても、長期間受診が途切れていたり、自分たちだけでは受診が出来ない、受診する費用を銀行からおろせない、お金が無く払えない等、権利擁護が必要なケースもある。

さらに、身寄りが無い事で、入院やサービス利用が必要となった時に保証人や緊急連絡先が無い場合利用を断られ、タイムリーにサービスを導入できない事がある。

今後、サロンや地域の活動等を積極的に訪問する事で、さらに地域住民や民生委員との連

携を深め、SOSを発信できない高齢者に早期の段階から相談窓口を紹介し、必要な人は訪問するなど、情報発信や情報収集に力を入れていく。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

1. ICTを活用した支援者支援、介護支援専門員研修会の推進

ICTを効果的に活用しながら包括的・継続的ケアマネジメント支援を推進する。今年度は大きく介護保険制度が改正された為、居宅介護支援事業所への定期巡回を通し、改正後の居宅介護支援事業所の動向や利用者への影響等の実態について分析し主任ケアマネ部会を通して行政にフィードバックしてゆく。加えて、制度改正に伴う疑問・質問等を集約し行政と協働し、6地域包括合同の研修会を企画（介護保険制度改正 Q&A）しスムーズな制度移行に繋げていく。

また、介護支援専門員同士が相談し合えるネットワークの構築やケアマネジメントの質の向上に繋がる振り返りや自己覚知の機会作りとして、介護支援専門員交流会を企画する。さらには、介護支援専門員が抱える困難事例の把握に努め、個別のケースが抱える課題の本質を見極め、気づきを与える為のアプローチを実践し、介護支援専門員の力量に応じた支援が出来るように同行訪問や三職種と協働しながら支援を行う。

2. ACPの視点を含む自立支援に基づくケアプラン作成の推進

加古川市が実施するケアプラン点検に同席し、自立支援に資するケアプラン作成技術や支援者支援についての学びを深め、支援者支援に活かすと共にその内容を地域の介護支援専門員へ情報発信してゆく。

また、自立支援マネジメント会議を通じて、介護支援専門員へ自立支援の普及啓発を図り、自立支援3本柱（重度化防止、強み、自己決定）に基づいたケアプランの作成を推進する。また、介護保険を利用する地域住民（町内会やサロン等）に対しても介護保険講話を通じて自立支援の普及啓発を行う。

<市内6地域包括合同 介護支援専門員研修会>

開催月	研修内容	場所
8月	介護保険制度改正 Q&A	市民会館
11月	未定（研修及び主任CM交流会を企画）	〃
2月	介護・医療連携について	〃

<かこがわ西エリア内 介護支援専門員研修会>

開催月	研修内容	場所
5月	地域における薬剤師の役割及び自立支援の視点	オンライン研修
7月	もしバナゲームで考える 「人生の最期まで自分らしく輝いて生きるために」	加古川西公民館
9月	支援困難ケースに対する事例検討会	加古川西公民館
12月	慢性心不全看護認定看護師による自立支援の視点	オンライン研修

【在宅医療・介護連携】

1. 在宅医療・介護連携研修会を開催

昨年度に開催した終末期医療研修会の事前アンケートで得られた課題を集約分析し、在宅医療と介護連携研修会を企画する。

2. ACP の普及啓発

地域住民（町内会やサロン等）に対して出前講座を開催し ACP の普及啓発を行う。

【生活支援体制整備】

1. 志方町ささえあい協議会

地域での見守り研修会の推進及び移動支援の具体化のテーマについて協議会に参画している。いずれも、参加メンバーが目標達成の為に役割を明確にし協議会全体で評価する等の仕組みが出来る様に働きかける。

2. 加古川西公民館エリアささえあい協議会

地域の繋がり構築や地域をサポートする担い手づくりを目的として「かこにし健幸ウォーキング」を実施している。

かこにし健幸ウォーキングを通じて協議会の目標達成や地域課題（住民同士の繋がりやサポートする担い手作り）の解決に向けてどう繋げるかを見据えながら助言やサポートを行い住民主体で取り組むことが出来る様に働きかける。

【認知症総合支援】

コロナが5類になって以降、認知症地域支援推進員による認知症出前講座の利用が増えている。令和6年度は、エリア内の全事業所に出前講座の存在を周知するためチラシを作成しPRを行い、エリア内の各事業所を偏りなく順に回れるよう取り組む。

あさがおカフェ（認知症カフェ）、さつきカフェの再開や、岸いきいき百歳体操「どうまん」など新規で活動を立ち上げる地域がある。それぞれの活動を訪問し、地域の方と情報交換したり、顔の見える関係を築く事で、認知症高齢者の早期発見・早期対応につなげるとともに、高齢者と活動をつなぐことで、地域活動の活性化を図る。

東神吉町神吉のエリアで独居認知症高齢者の支援について地域の方から相談が相次いでいる。認知症の理解や地域支援の在り方について地域ケア個別会議や地域ネットワーク会議を通し周知・理解を深められるよう取り組む。

【地域ケア会議】

1. 個別課題解決型地域ケア会議

急激に高齢化が進んでいる地域が存在し、地域の理解や対応が追い付いていないと感じる。

東神吉町では、認知症で徘徊のある高齢者等、複数の高齢者の見守りを行っているが、高齢者の家族等が「監視」と感じてしまうような取り組みになっている地域がある。地域の住民も巻き込み、どのような支援が必要か、地域ケア個別会議を実施する。

2. 自立支援マネジメント会議（6回開催）

効果的に自立支援マネジメント会議を開催できる様、事例提供者である介護支援専門員に対して、会議の目的や趣旨の理解、自立支援が効果的に実施できそうなケース選定から、想定される質問についての確認等、事例提供者と協働していく。

また、自立支援マネジメント会議を通じて、介護支援専門員へ自立支援の普及啓発を図り、自立支援3本柱（重度化防止、強み、自己決定）に基づいたケアプランの作成を推進する。

3. 地域ネットワーク会議

認知症についての正しい知識の普及啓発とともに、互いに負担にならない「緩やかな見守り」が必要と思われる。複数の地域ケア個別会議を足掛かりとして、地域の代表者と話し合い、地域づくりにつなげていく。

【一般介護予防事業】

高齢者サロンにおいて、短時間でも季節的な健康講話や参加者の興味ある健康講話を行

い、介護予防の知識の普及を行う。

令和5年度に実施した高齢者サロン運営におけるアンケートから、高齢者サロン運営の課題を把握し、支えあい協議会などに課題を提示していく。また、高齢者サロン代表者交流会を開催し、他の高齢者サロンの活動状況や助成金などの情報交換をすることで、より充実した高齢者サロン運営になるよう支援していく。

高齢者サロンを通し、ACPの普及啓発を行っていく。令和5年度ACPの講話を実施した団体においては、もしバナカードを取り入れ、自身のことをより深く考える機会をつくり、また、自身を取り巻く人達と話し合うきっかけづくりにつなげていく。

いきいき百歳体操の活動の場を訪問し、地域包括支援センターの役割を周知していく。特に高齢者サロンがない地域においては、積極的に訪問していく。

センター広報誌「西からの風」に健康や介護予防に関する記事を掲載し、地域へ幅広く啓発していく。

【家族介護支援】

2か月に1回、介護者のつどいを企画、実施することで、現在介護されている方、介護をする予定のある方の支援を行う。基本的には講義形式で1時間から1時間半程度実施するが、茶話会の早期再開を望む声も多いことから、飲食無しで座談会の再開を取り入れて意見交換や交流の機会を作る。

開催日	開催時間	場 所	内 容
5月 9日(木)	14:00~15:00	志方公民館	歯科医師による講話 オーラルフレイルについて
7月11日(木)	14:00~15:00	西公民館	ストレスマネジメントについて 座談会
9月12日(木)	14:00~15:00	志方公民館	交通安全教室 セニアカー試乗体験
11月14日(木)	14:00~15:00	西公民館	訪問理美容、配食サービスについて
1月30日(木)	14:00~15:00	志方公民館	施設の選び方パート3 座談会
3月13日(木)	14:00~15:00	西公民館	相続・家族信託について

【予防給付】

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが可能となることを受け、地域包括支援センターがどのように関与していくのか、介護予防ケアマネジメントへの移行があった場合の対応などの対応について混乱が起きないように市内の地域包括支援センターと協働して統一した対応を行っていきたい。また、市との情報交換や連携を密にし、介護保険制度改正の正しい解釈ができるようにしていく。